

「#(ハッシュタグ)」とは、SNS等で特定のテーマについて検索して一覧表示する機能のことです。
大分県内の農林水産業の中から選りすぐった旬の話題を県拠点からお届けします。

新型コロナウイルス感染症に対する支援策のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大により、畜産・花き生産者を始め、全国の農林水産業・食品産業に影響が広がっております。農林漁業者や食品産業事業者の皆様には、国民の皆様へ食料を安定的に供給するため、感染症に留意しつつ事業継続をお願いしていますが、安心して事業を継続して頂けるように国の支援措置を用意しています。支援策の一部をご紹介します。

農林水産省の支援策

・生産現場で労働力を確保したい

◎農業労働力確保緊急支援事業

農業経験者や他産業従事者が就農する際に必要な活動費(掛かり増し労賃等)、研修に必要な機械・施設導入等を支援します。

・高収益作物の次期作に安心して取り組みたい

◎高収益作物次期作支援交付金

野菜・花き・果樹・茶等の生産者が次期作に前向きに取り組む場合、種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援します。また、高収益作物の需要促進に取り組む生産者には、新品種の導入や新たな販売契約に向けた取組を追加支援します。

・需要減退の大きい畜産・酪農の事業を継続したい

◎和牛肉保管在庫支援緊急対策

和牛肉の在庫の解消を図るため、販売促進計画を作成した食肉卸売業者に対し、保管経費の支援及び同計画に基づく販売実績に応じて奨励金を交付します。

そのほか

- ・経営維持・再建のための資金繰りを確保したい
- ・価格下落に対して経営の安定を図りたい
- ・飲食業の需要を喚起したい
- ・原木・水産物の在庫を一時保管したい
- ・農林水産物・食品の輸出を維持・促進したい
- ・加工用・業務用の野菜等を安定供給したい
- ・国産農林水産物の販売を促進したい
- ・外食店舗の衛生管理を徹底・改善したい

などの支援策を用意しております。事業内容等を確認していただき、積極的にご活用ください。

農林水産省では、新型コロナウイルス感染症に係る農業者や食品事業者等からの相談に適切に対応するため、各地方農政局等に相談窓口を設置しています。

ご遠慮なくお問い合わせください。対応時間 平日 9時00分から17時00分

相談窓口 九州農政局企画調整室 ☎096-300-6010 ・ 096-300-6006



農林水産省では農林漁業者や食品関連事業者の方々が支援の内容を探しやすいウェブサイトを開設し、新型コロナウイルス感染症に伴う他省庁や都道府県の支援策も含め、取りまとめています。

詳しくはこちらのURLもしくは右記のQRコードからご覧ください。
→http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html



持続化給付金は農林漁業者も対象です！

経済産業省の支援策

◎持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため事業全般に広く使える給付金を支給します。新型コロナウイルスの影響で、**売上が前年同期比で50%以上減少**している事業者に、法人は200万円まで、個人事業者は100万円まで支給されます。**個人農家や法人、また農事組合法人や共同組合など会社以外の法人についても幅広く支給対象**となります。

パソコンやスマホから電子申請可能です。電子申請を行うことが困難な方のために「申請サポート会場」が開設されています。「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全事前予約制となっていますので、ご注意ください。

相談ダイヤル
持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570
 【IP電話専用回線】03-6831-0613
受付時間 8:30 ~ 19:00
 ※ 5月・6月は毎日、7月～12月は日曜から金曜まで（土曜を除く）

また、県内のJAにおいても申請入力支援や問い合わせ窓口が設置されています。最寄りのJAにお問い合わせください。

詳しくは農林水産省HP→https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/benefit.html

もしくは経済産業省HP→<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html> をご覧ください。

農林漁業者の皆さんも対象です！
持続化給付金
 に応ずるお知らせ

持続化給付金とは？
 前年度（令和2年度）より、特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額
 法人は**200万円**まで、個人事業者は**100万円**まで
 ※ 法人は、前年度売上高の50%以上減少が条件です。

※ 給付額の計算方法
前年度の売上（事業収入） × 50%の売上 × 1.25倍
 ※ 計算上の売上は、2020年1月～12月の平均売上額が適用されます。

給付対象
 ● 2020年1月以降、前年度（令和2年度）より、特に大きな影響を受ける事業者
 ● 2019年度以前からの事業、2020年度（売上）を算出する、今年も事業を継続する事業者
 ● 基本給付額は、売上高が50%以上減少した事業者
 ● **農林水産省、食品関連事業者を重点的に、継続的に個人事業者や法人にも対象とします。**
 ※ 農事組合法人、共同組合など会社以外の法人についても、幅広く支給対象となります。

※ 持続化給付金を受けた助成金に、ご注意ください。

新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました！

食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、概ね5年ごとに変更することとされています。令和2年3月31日に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。



食料自給率は、飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を反映し生産状況を評価する「食料国産率」を新たに設定し、供給熱量ベースで45%と目標を設定しました。「国の基」となる農業・農村を次の世代につないでいくために、しっかり取り組んでまいります。

詳しくは農林水産省HPをご覧ください。→http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html

総合化事業計画の認定証交付式！

大分県拠点は令和2年4月22日に日田市において、令和2年3月31日に総合化事業計画の認定を受けた日田アグリ株式会社に対して認定証の交付を行いました。人手不足等に悩む外食産業向けに一次加工した「剥きにんにく真空パック」の開発・製造・販売に取り組み、所得の向上と経営の改善を目指します。



MAFFアプリがリリースされました！

現場の情報を農林水産省に直接届ける。

農林水産省は、農業者と農林水産省をつなぐ新たなコミュニケーションツールとして開発した「MAFFアプリ（マフアプリ）」（スマートフォン用アプリケーション）の提供を開始しました。今後、MAFFアプリを通じ、農業に役立つ政策情報等がお手元に直接届くようになるとともに、現場の情報を農林水産省に直接届けていただけるようになります。



「MAFFアプリ」についてはこちらから→<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>